資料１－１

東日本大震災に関する行政機関の動き
（農林水産省）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する指示の実績（4月25日　現在）

			出荷制限									摂取制限	
			福島県		茨城県		栃木県		群馬県	千葉県		福島県	
			全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	全域	地域別	全域	地域別
原乳			3/21～ （右の地域を除く）	3/21～4/8解除 喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町 3/21～4/16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鮫川村、塙町、矢祭町、いわき市 3/21～4/21解除 相馬市、新地町	3/23～ 4/10解除		－		－	－		－	
野菜	非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	ホウレンソウ	3/21～		3/21～ 4/17解除 （右の地域を除く）	3/21～ 北茨城市、高萩市	3/21～ （右の地域を除く）	3/21～ 4/21解除 那須塩原市、塩谷町	3/21～ 4/8解除	－	4/4～4/22解除 旭市、香取市、多古町	3/23～	
		カキナ	3/21～		3/21～ 4/17解除		3/21～ 4/14解除		3/21～ 4/8解除	－		3/23～	
		シュンギク	3/23～		－		－		－	－	4/4～4/22解除 旭市	3/23～	
		チンゲンサイ	3/23～		－		－		－	－	4/4～4/22解除 旭市	3/23～	
		サンチュ	3/23～		－		－		－	－	4/4～4/22解除 旭市	3/23～	
		その他すべて	3/23～		－		－		－	－		3/23～	
	結球性葉菜類（キャベツ等）		3/23～		－		－		－	－		3/23～	
	アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）		3/23～		－		－		－	－		3/23～	
	カブ		3/23～		－		－		－	－		－	
	パセリ		－		3/23～ 4/17解除		－		－	－	4/4～4/22解除 旭市	－	
	セルリー		－		－		－		－	－	4/4～4/22解除 旭市	－	
	原木しいたけ（露地）		－	4/13～ 新地町、伊達市、飯舘村、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市、川内村 4/18～ 福島市 4/13～4/25解除 いわき市 4/25～ 本宮市	－		－		－	－		－	4/13～ 飯舘村
水産物	イカナゴの稚魚		4/20～		－		－		－	－		4/20～	

※出典：厚生労働省ホームページ

○　野菜の出荷制限の解除ルールはどうなっているのか

（答）

1　まず、県は、集荷実態（例えば農協等の集出荷施設の場所）等を踏まえ、県内を複数の区域に分けます。

2　その区域毎に原則として複数の市町村で１週間ごとに３回、検査をします。その際に、過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査を行い、その他の市町村は原則として同一市町村での検査はしません。

3　３回連続して暫定規制値以下となる場合に、出荷制限品目を解除することとしています。

（参考）出荷制限解除までの工程例

① 県を、図のように例えば東部・西部の２つのブロックに分けます。

② これまで、東部・西部の１つずつの市で暫定規制値を超えた農作物があると仮定します。

③ これから行う３回の検査では、これまでの検査で暫定規制値を超えた市は３回連続検査します。

④ 他の市では、３回の検査のうち、１回検査を行い、対象市町村を変えていきます。

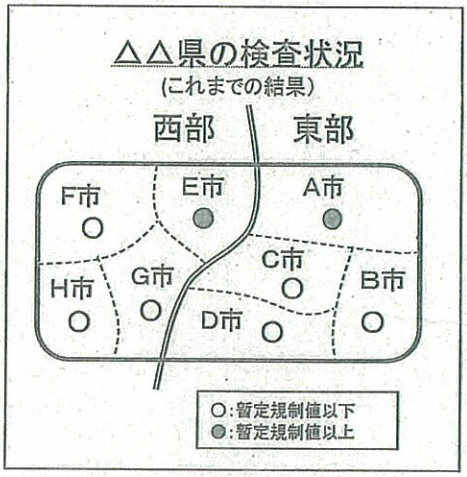

⑤ 以下の表のような検査結果となった場合には、県西部は出荷制限解除となります。

		東部				西部			
		A市	B市	C市	D市	E市	F市	G市	H市
検査の流れ↓	これまでの検査	●	○	○	○	●	○	○	○
	1回目	○	○			○	○		
	2回目	○		○		○		○	
	3回目	●			○	○			○
	出荷制限	継続				解除			

○：暫定規制値以下　●：暫定規制値以上

○に関するお問い合わせは
生産局生産流通振興課
代表：03-3502-8111（内線：4825）
ダイヤルイン：03-6744-2113

【参考】

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

Ⅰ　趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく放射性物質の暫定規制値を設定して以来、2週間が経過し、検査実績が900件を超えたことから、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除について、再整理する。

また、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

Ⅱ　地方自治体の検査計画

1　基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月）の追加要件を設定。

2　対象自治体

総理指示対象自治体（福島県、茨城県、栃木県、群馬県）及びその隣接自治体（宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、千葉県）並びに暫定規制値を超えた食品の生産自治体（東京都）

3　対象品目の選定

（1）これまでの検査結果

放射性物質の降下状況は、福島第1原子力発電所からの距離が最も大きく影響していると考えられるため、福島県以外の都道府県ごとに検査結果を整理した。

ア　野菜類(ヨウ素131)

（ア）平均値又は中央値が1000Bq/kg 超。

ホウレンソウ(茨城県、栃木県、千葉県)、パセリ(茨城県、千葉県)、シュンギク(栃木県、千葉県)、カキナ(栃木県)、サンチュ(千葉県)、チンゲンサイ(千葉県)、セルリー(千葉県)

（イ）平均値又は中央値が500Bq/kg から1000Bq/kg

ホウレンソウ(神奈川県、埼玉県、群馬県)、サニーレタス(茨城県)、ミズナ(千葉県、茨城県)、コマツナ(千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県)、カキナ(群馬県)、ネギ(千葉県)、シュンギク(群馬県)

イ　乳(ヨウ素131)

（ア）平均値又は中央値が500Bq/kg 以上

原乳(茨城県)

注)セシウム(134＋137)の暫定規制値超過例

パセリ(茨城県・2110Bq/kg)、ホウレンソウ(茨城県・1931Bq/kg)、コマツナ(東京都・890Bq/kg)、ホウレンソウ(栃木県・790Bq/kg)、カキナ（群馬県・555Bq/kg）、ミズナ（茨城県・540Bq/kg）

（２）指標とするべき品目（重点的にチェックする食品）

ア　ホウレンソウ、シュンギク、カキナ、ミズナ、コマツナ（露地物を優先して選択）

イ　乳

ウ　その他国が別途指示する品目

（３）上記のほかの対象品目

ア　生産状況を勘案した主要農産物

イ　市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

ウ　環境モニタリングの状況等を踏まえ国が別途指示する品目
（例：一定の海域の水産物）

4　検査の頻度

週１回程度（曜日などあらかじめ計画すること）。ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合、検査頻度について国が指示することがある。

5　検査の地域

地域的な広がりを把握するため、農作物については、農業生産等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体がその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で採取。

Ⅲ　国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1　暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、地域・品目を対象とする。

2　地域については、JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数のブロックに分割することができる。

3　品目については、これまでのデータを踏まえ、個別品目ごとに検討する。

4　制限設定の検討に当たっては、1週間ごとに、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。

・ 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷規制の要否を判断。

・ 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目のサンプル数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定。

Ⅳ　国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除条件

○ 解除については、当該地方自治体からの申請による。

1　解除対象の地域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割する。

2　検査結果の水準

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、3回連続暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

注　農林水産省の協力を得て、地点を定めて実施している定期的な検査は継続する。

3　解除後の検査

福島第1原子力発電所からの放射性物質の放出が継続している間は、上記2と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。

4　個別品目の取扱い

ア　野菜

別添1

イ　乳

別添2

Ⅴ　その他

ⅠからⅤの内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

別添1

野菜

1　地域

県全体のほか、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で解除することができる。

2　品目

① ホウレンソウなど、個別品目ごとに解除することを原則とする。（なお、ハウスものと露地ものの分別は困難）

② ホウレンソウのように形態、表面積、重量等からみて測定値が高くなりやすい農産物について解除する場合には、それより測定値が低くなると考えられる農産物についても同時に解除する。

3　解除の要件（「安定的に暫定規制値を下回る」）

① 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から複数点試料採取ポイントを選定

② 各採取ポイントから、概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し、分析

③ 解除しようとする地域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、3回連続して暫定規制値以下（不検出を含む）となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

4　解除後の措置

解除後も、3の①の試料採取ポイントにおいて定期的に試料の採取・分析を行い、分析結果を公表する。

別添2

乳

1　試料採取及び解除の単位

クーラーステーション又は乳業工場単位で試料採取を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

2　解除の要件(「安定的に暫定規制値を下回る」)

①　当該クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)から概ね1週間ごとに継続的に試料を採取し分析する。

②　3回連続して 100Bq／Kg 以下(不検出を含む)となる場合に、当該地域の当該品目を解除する。

3　解除後の措置

解除後も定期的に試料の採取・分析を行い、結果を公表する。

平成23年4月22日
農 林 水 産 省

風評被害対策について

1. 現状

今回の原子力災害に伴う出荷制限の指示等に伴い、対象県の農林水産物等を敬遠するなど広範囲にわたる風評被害が生じている。

2. 農林水産省としての取組

(1)正確な情報の提供

何よりも正確な情報を提供することが重要であり、以下に取り組んでいるところ。

① 関係省庁と連携し、調査結果を迅速に提供すること。
② 暫定規制値の考え方、その人体への影響の程度等の正確な知識を幅広く消費者等に伝えること。
③ 加工・流通業者等に対し、科学的・客観的な根拠に基づく冷静な対応を求めること。
④ 農林水産大臣から消費者及び小売事業者に対し、出荷制限の対象外の農林水産物等について、普段どおりに買い物や商売をしていただくようメッセージを発信。

(2)被災地を応援する取組の展開

「食べて応援しよう！」をキャッチフレーズとして、被災地及びその周辺地域で生産・製造される農林水産物や加工食品を積極的に消費することによって、被災地の復興を応援する取組を展開。

農林水産大臣メッセージ

農作物等の安全性について

平成23年３月31日

福島第一原子力発電所事故の発生による農作物等の安全性の問題につきましては、皆様にご心配をおかけしています。

今般の事故を踏まえ、国及び地方公共団体は、全力をあげて農作物等の安全確認の調査を行っています。

その結果、規制値を超えた一部の農作物等については、出荷制限が行われ、当該農作物等については、現在、市場に流通しておりません。

一方で、これまでの調査結果から、出荷制限の対象となっていない農作物等については、引き続き市場において受け入れられています。

農林水産省としても、引き続き、政府一体となった科学的・客観的根拠に基づく正確な情報の提供に努めてまいりますので、消費者並びに小売業の皆様におかれましては、普段どおりに買い物や商売をしていただくことを切にお願いいたします。

プレスリリース

平成２３年４月１５日
農 林 水 産 省

東日本大震災について
～「食べて応援しよう！」被災地を応援する取組について～

農林水産省は、東日本大震災の被災地及びその周辺地域で生産・製造されている農林水産物、加工食品（以下「被災地産食品」）を正確な知識に基づき積極的に消費することによって、産地の活力再生を通じた被災地の復興を応援するため、多様な関係者間で一体感を醸成する取組を開始しました。

この際、既に民間企業や地方自治体ベースで進んでいる企画間の相乗効果発揮を重視するとともに、フード・アクション・ニッポンを始めとする関連対策を有機的に連携させて、この取組を進めていきます。

（取組の概要）

○ 「食べて応援しよう！」というキャッチフレーズを共有して、多様な関係者が一体感をもって取組を推進していきます。

○ 地方公共団体、NPO、個別企業等に関して、被災地産食品の積極的な利用を働きかけます。

○ 被災地及びその周辺地域の生産者、食品産業事業者やその団体等が行う、被災地産食品の消費拡大対策を応援します。

○ 食品小売業、外食・中食産業等が行っている被災地産食品フェア等を応援します。

○ 地方公共団体、消費者団体、食品産業事業者等が行うセミナーやシンポジウム等の応援を通じて、理解の醸成につとめます。

（別紙） 共通キャッチフレーズのイメージ

（この取組に関する当省ホームページの掲載先）
http://www.maff.go.jp/j/soushoku/eat/

（別紙） 共通キャッチフレーズのイメージ

「食べて応援しよう！」被災地を応援する取組では、「食べて応援しよう！」という共通のキャッチフレーズをお使いいただきます。フォント等の指定は特段行いませんが、消費者の皆さんのご覧になり易いところに表示してください。

以下にキャッチフレーズご利用のイメージを紹介します。

①「農林水産省ロゴ」無し

この取組において、自由にお使いいただけます。

②「農林水産省」ロゴ有り

「農林水産省」ロゴを使用するためには、別途、農林水産省の共催、後援、協賛、協力等の手続きをとっていただく必要があります。

※ フード・アクション・ニッポン推進パートナーにご登録いただいている方は、推進パートナーロゴマーク FOOD ACTION NIPPON 入りのイメージをご利用いただけます。

プレスリリース

平成２３年４月１５日
農　林　水　産　省

東日本大震災について
～職員食堂・売店における福島応援フェアーの開催について～

１．福島応援フェアーについて

東日本大震災及び福島第１原発事故による風評被害を受けている生産者等を応援するため、「食べて応援しよう！」被災地を応援する取組の一環として、農林水産省内の食堂において福島県産の農畜産物を使用したメニューの提供や、売店においては米、牛乳・乳製品等の販売を行う「福島応援フェアー」を開催します。

記

１．日　　時　平成２３年４月１８日（月）～５月１３日（金）
２．場　　所　農林水産省（中央合同庁舎第１号館）内
　　食堂　第１食堂（本館地下１階）、カフェ・チャオ（本館屋上）
　　咲くら、日豊庵（北別館１階）
　　和幸（別館地下１階）、おむすび権米衛（別館１階）
　　売店　総合売店（本館地下１階）
３．実施方法　福島県産の米、食肉、野菜、果物を使用したメニューの提供やお米、米粉パン、牛乳・乳製品等を販売し、生産者等を支援する。
　　注①　おむすび権米衛は４月２６日（火）からの取組となります
　　②　咲くら、日豊庵（北別館１階）は入館証なしでご利用になれます
（別添）４月１８日の週の食堂メニュー（週替わりで提供）及び販売品目

２．今後の取組について

今後、１か月ごとに応援する県・地域を切り替え、震災等の被害を受けた産地の農畜産物等の消費拡大を推進します。

お問い合わせ先
大臣官房厚生課
担当者：仲澤、五十畑（いそはた）
代表：03-3502-8111（内線3184）
ダイヤルイン：03-3502-0556
FAX：03-3508-2546

（別添）

福島県産食材を使用したメニュー
（４月１８日～２２日）

No.	食堂名	メニュー名	金額
1	第１食堂 （本館地下１階）	豚ロースの黄金焼定食＜洋食＞ （豚肉・もやし） 肉野菜炒め定食＜中華＞（豚肉・もやし）	６００円 ６００円
2	手しごとや 咲くら （北別館１階）	いちごとマスカルポーネのムース バルサミコソース（いちご）	２８０円
3	日豊庵 （北別館１階）	冷がけ肉もやしそば （豚肉・もやし）	５００円
4	和幸 （別館地下１階）	豚肉生姜焼定食（豚肉・もやし） にらともやし炒め定食＜夕食のみ＞ （にら・もやし）	６２０円 ４７０円
5	屋上喫茶 カフェチャオ （本館屋上）	１８日 Aランチ：かた焼きそばの野菜あんかけ（もやし・ねぎ） Bランチ：玉子カレー（豚肉） Cランチ：牛スタミナ丼（もやし） １９日 Bランチ：イカリングカレー（豚肉） Cランチ：やきとり丼（鶏肉） ２０日 Cランチ：豚肉生姜焼 （豚肉・もやし） ２１日 Bランチ：野菜カレー（豚肉） Cランチ：オムライス（鶏肉） ２２日 Aランチ：とり肉と野菜のトマトソーススパゲティ（鶏肉） Bランチ：ほうれん草カレー（豚肉） ※A～Dの各ランチに「日替わりサラダ（もやし・きゅうり）」がB、Cランチに「日替わり味噌汁（もやし・ねぎ）」がつきます。	全品 ５６０円
6	おむすび権米衛 （別館１階）	福島県のコシヒカリを使用したおにぎり各種（４／２６から）	１００円 ～ ２８０円

（注）（　）書きは福島県産の食材
※４月２５日（月）からは、週替わりで新しいメニューを提供予定

福島県産の直売

No.	売店名	販売品目	金額
1	総合売店	お米、米粉パン（４／１９から）、ももジュース、りんごジュース、トマトジュース、クリーミーヨーグルト、クリーミーヨーグルト（いちご）、飲むヨーグルト（べこの乳）、めひかり塩チョコ、かまぼこ、せんべい（４／１９から）	100円 ～ 1,100円